

小平町障害者就労施設等優先調達方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

2 適用範囲

この方針は、小平町的全組織を対象とする。

3 調達の対象となる施設

対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとし、物品等の調達が可能なものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 障がい者を多数雇用し、以下の要件を全て満たす企業等
 - ① 障がい者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障がい者割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ア 在宅就業障がい者（自社等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）
- イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

4 調達する物品等

小平町の全ての機関が発注する物品等のうち、障がい者就労施設等が供給できるものとする。

5 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障がい者就労施設等への発注に努める。
- (2) 各機関においては、優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。
- (3) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約制度を活用する。

6 物品等の調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

7 調達実績のとりまとめ及び公表

会計年度毎又は事業年度毎の実績をとりまとめ、その概要を公表する。